

くらしすと

行って
みよう!

大阪市帆船「あこがれ」



CONTENTS

【テーマ記事】

高齢者を狙う悪質商法 2

トラブルQ & A 3

・原野商法の二次被害

お知らせ 4

・イベント情報

NEWS

電気こんろ火災で、消費者に注意喚起

ワンルームマンションなどに設置されている小型キッチンユニット用の電気こんろで火災事故が発生。スイッチ部分が出ているため、知らないうちに体や物が触れて電源が入り、こんろの周囲にある物などが燃え、火災に至るおそれがある。業界団体が協議会を設立し、再発防止に努めている。

浴槽用浮き輪で事故

保護者が目を離したすきに、浴槽用浮き輪を使用している乳幼児が浴槽内でバランスを崩して転覆し、水死する事故などが発生していることがわかった。国民生活センターは、この製品の使用を避けるべきと考えるが、どうしても使う場合は「絶対目を離さないで」と注意喚起している。

過払い金に利息

利息制限法の上限を超えて支払った過払い金の返還について、原則として過払いが発生したときから利息(年5%)が生じると、最高裁は初判断を下した。

高齢者を狙う悪質商法

(財) 関西消費者協会 相談グループ

日本では、65歳以上の高齢者は約2500万人で、そのうち1000万人以上が一人暮らしや高齢者同士で住んでいます。そんな高齢者を狙う悪質商法が後を絶ちません。

在宅率が高いので、点検商法などの訪問販売による被害が目立ちます。

点検商法とは、「無料で点検をしてあげましょう」と訪問し、点検後、「このままでは大変なことになる」と悪い結果を伝えて不安をあおり、契約をさせる手口です。耐震工事・屋根工事・床下工事などのリフォーム工事、浄水器、布団などの訪問販売で点検商法が行われることが多く、何度も訪問してその度に契約させる、いわゆる次々販売による被害も目立ちます。

訪問販売でトラブルになりやすい身近な契約に、過大な景品を付けて長期間の契約をさせる新聞の購読契約があります。別の新聞を取っているからと断っても「1年先からでもいいから取ってほしい」「特別に景品を付ける」と粘られて契約書にサインをしたけれども、1年先の購読のことを忘れてしまうこともあるようです。新聞が入り始めて慌てて販売店に解約を申し出たら、5年間の契約になっており、景品を使ってしまい解約に応じてもらえないというトラブルもあります。

訪問販売以外で、高齢者を狙った商法に、**SF(催眠)商法**があります。街頭で「健康にいいものを無料で差し上げています」と声をかけて仮設の会場に高齢者を集め、おもしろく健康に関する話をしながら、無料で商品を配って雰囲気盛り

上げた後、高額な健康食品や家庭用治療器具などを販売する手口です。健康に不安を持つ高齢者に、病気が治るなど医薬的效果を告げて販売されることがありますが、健康食品は薬ではありませんし、医療器具として承認された器具であっても、誇大な効果や承認されていない効果をうたってはいいけないことになっています。

悪質な訪問販売やSF商法では、「無料」という言葉で高齢者に近づくことが多いようです。また、高齢者の孤独な心理に付け込み、身内のように親切に接して信用させ、言葉巧みに高額な契約をさせることもあります。「あなただけ特別」「今買わなきゃ損」と強調して断りにくい雰囲気をつくり、契約書にサインさせることもあります。

契約してしまっても、契約書を受け取ってから8日以内であれば、書面で通知することにより無条件で契約解除(クーリング・オフ)ができます。

高齢者の場合、誰にも相談することもなく一人で悩んでるうちにクーリング・オフの機会を逃したり、諦めてしまう人もいます。被害に遭ったことに気づかない高齢者もいます。身内の人が離れて暮らしていても頻繁に連絡を取ったり、地域の人やヘルパーの方が声をかけることにより、様子の変化に気づいて、被害の早期救済に繋がったケースもあります。高齢者自身が騙されないように悪質商法の手口を知ることでも大事ですが、判断力が低下した高齢者に対しては、家族や周囲が見守る体制や、成年後見制度の利用の検討が必要になってきています。



トラブル Q & A

原野商法の二次被害

Q 30年前に「将来必ず値上がりする」「道路計画がある」と言われたので購入していたが結局転売できずにいた土地を「売ってほしい」と突然不動産業者から電話があった。自宅に説明に来て「購入希望者がいるので仲介する。売買には実測図面が必要なので、測量は当社がする」と費用40万円を提示された。いったんは測量の契約をしたが、今ごろになってなぜ売れるのか、なぜ業者が私のことを知っているのか不審に思い、購入希望者との面談を求めたが業者に拒否された。信用できないので解約したい。



A 土地の測量は2004年11月に施行された改正特定商取引法で指定役務になり、契約から4日目の相談だったので、クーリング・オフの方法を説明しました。

【解説】

1970年頃から、「リゾート開発の予定地だ」「高速道路計画がある」などと虚偽の説明をして将来の値上がりが確実と思わせ、ほとんど価値がなく、売却益の見込めない遠隔地の山林や原野を高価格で売りつける原野商法が多発しました。今もその土地を所有しており、税金の支払いや土地の管理に困り、処分をしたくても買い手も見つけることができないでいる原野商法の被害者を狙って、新たな契約をさせる二次被害が発生しています。「広告を出せばすぐ売れるが、測量が条件」と勧誘したり、管理会社を名乗り、「土地所有者がつくった組合から管理を任せ、道路を整備した」と管理費や工事費を請求する例もあります。被害を防ぐには即答せず、まず現地を確認し、所在地の役所で土地の用途や評価額などを調べる、地元の不動産業者に土地の売買状況や価格を問い合わせるなど、慎重に対応することが大切です。



表紙写真説明

大阪市帆船「あこがれ」は全国の自治体初の事業として大阪市が建造した一般市民のための帆船です。1994年の就航以来、すでに2万人を超える方々が乗船しており、海を舞台に年齢・経験を問わず、だれもが参加できるダイナミックな体験プログラムを提供しています。

安全な航海のための衛星を使った最新の航海計器や通信機器を備え、国際的な安全基準に適合しています。船名の「あこがれ」は、市民に親しまれる船になってほしい、という大阪市の思いにより一般から募集して決定されました。2000年に日本の帆船として初めて世界一周航海も達成しました。大阪市消費者センターがある大阪港南港のATCオズ岸壁が母港です。

クイズの答え

大阪市帆船「あこがれ」の最高速度は“8.5ノット”(時速約16km)です。

■大阪市帆船「あこがれ」問い合わせ先

セイル大阪

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-14-16
WTCビル3階メールボックス70

TEL 06-6615-6070 FAX 06-6615-6071
<http://www.akogare.or.jp/>

19年度消費者問題講演会 暮らしの知っ得！講演会 (サタデーセミナー)

テーマ 失敗しない・後悔しないペット購入のコツ

と き 10月20日(土) 13:30～15:00

ところ 大阪市立難波市民学習センター 講堂
OCATビル4階

大阪市浪速区湊町 1-4-1
地下鉄・南海・近鉄・JR難波(なんば)駅下車

講 師 愛玩動物飼養管理士・行政書士 井田 竜馬

定 員 120人 (先着順、定員に達し次第締め切ります)

参加費 無 料

申し込み・問い合わせ先

■(財)関西消費者協会

〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31 OMMビル1階

TEL 06-6945-1100 FAX 06-6945-1375

Eメール staff@kanshokyo.jp

http://kanshokyo.jp/

主催 大阪府・大阪市 企画 (財)関西消費者協会

大阪市のイベント

エルで得るデー

エルちゃん

(※毎月第2日曜日に「エルで得るデー」を開催しています。)

■開催日時 9月9日(日) 11:00～17:00

■会 場 ATCイベント広場「潮風のステージ」

■内 容

◆けん玉教室&けん玉パフォーマンス

けん玉教室を開催します。簡単な遊び方からちょっと難しい技まで参加者に体験していただきます。また、パフォーマンスショーも開催しますので、本格的な技を楽しんでください。

◆エルちゃんパレード

エルちゃんファミリーがATC内をパレードします。見かけた時は気軽に声をかけてね♪

■費 用 無 料

■参加方法 当日直接参加

L-1 (エルわん) グランプリの締め切り迫る

消費者問題をテーマにした「標語 (キャッチコピー)」と「なぞかけ」を募集しています。

締め切りは9月15日(土)となっています。たくさんの応募をお待ちしています。

■応募資格 大阪市内に在住・在勤・在学している小学4年生以上の方

■募集テーマ ①悪質被害の未然防止 ②契約 ③環境
④IT(情報技術) ⑤食生活

■応募方法 FAX、郵送等で応募してください。

(※郵送の場合、当日消印有効)

大阪市電子申請システムでも受け付けしています。

※応募用紙は、大阪市内各区役所などに設置しています。

■注意事項 ①自作かつ創作 ②未発表作品

③入選作品の著作権は大阪府に帰属

■応募先/問い合わせ先

大阪市消費者センター

TEL 06-6614-7522

FAX 06-6614-7525

◆お知らせ◆

9月17日(月・祝)天王寺サービスカウンターの臨時休業に伴い、天王寺サービスカウンターでの消費生活相談窓口も休業させていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。

消費生活相談 ☎06-6614-0999 (毎日)10:00～17:00

(12月29日～1月3日は除く)

※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。

(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ「暮らしのひろばエル」(パソコン・携帯電話)

http://www.city.osaka.jp/Lnet

大阪府のイベント

第6回製品安全点検日セミナー

テーマ 身近な製品の最近の事故事例と安全のためのポイント

【開催日時】 9月11日(火)10:00～12:00

【開催場所】 (独)製品評価技術基盤機構 生活・福祉技術センター会議室
大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館別館
地下鉄谷町線「谷町4丁目」駅5号出口すぐ

【定 員】 60人 無 料

【プログラム】

●経済産業省製品安全担当審議官 本庄 孝志

5月14日の施行改正消安法に基づく重大事故報告及び公表状況

●最近の製品事故事例の紹介と注意ポイント

独立行政法人製品評価技術基盤機構 生活・福祉技術センター

※終了後、ご希望の方は独立行政法人製品評価技術基盤機構の実験施設見学ができます。

【申し込み・問い合わせ先】

※参加ご希望の方は、下記事務局へ電話またはFAXでご連絡ください。

第6回製品安全点検日セミナー事務局

(株)廣済堂内 TEL 06-6444-2327 FAX 06-6444-2822

主催: 経済産業省

金融・経済講演会

テーマ 「情報の正しい判断～報道現場から～」

【開催日時】 10月31日(水) 14:00～15:30 (開場13:30)

【講 師】 読売テレビ・解説委員

辛坊 治郎

【開催場所】 ドーンセンター

(大阪府立女性総合センター) 7階ホール

京阪電車・地下鉄谷町線「天満橋」駅

1番出入口から東へ350m

JR東西線「大阪城北詰」駅2番出入口から西へ550m

【参加費】 無 料

【定 員】 500人 (入場券を郵送します)

参加希望の方は ①開催日 ②郵便番号 ③住所 ④氏名(フリガナ)

⑤電話番号 ⑥質問事項(ある方のみ) ⑦この講演会を何で知りましたか?

を明記の上、ハガキまたはFAXで、下記までお申し込みください。

【申し込み・問い合わせ先】

大阪府金融広報委員会事務局

〒530-8660 大阪市北区中之島2-1-45 日本銀行大阪支店内

TEL 06-6206-7748

FAX 06-6233-6080

主催: 大阪府金融広報委員会

後援: 大阪府、金融広報中央委員会

消費生活相談 ☎06-6945-0999 (月～金)9:00～17:00

※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)

■土曜日/06-4790-8110 (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/06-6203-7684・06-6203-7650 (社)全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認のうえおかけください。

ホームページ「消費生活事典」

http://www.pref.osaka.jp/shouhi/



の商品安全だより

製品の事故情報などを毎月お知らせします

東芝(製) カラーテレビ

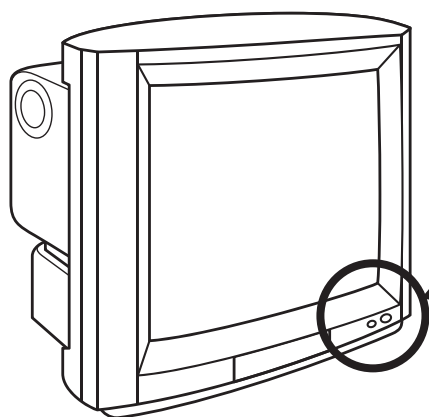


発煙・発火する可能性があります。

1990年(平成2年)4月から1991年(平成3年)9月の間に生産された(株)東芝製カラーテレビの一部に、回路基板のはんだ付け部に亀裂が入り、発煙し発火する可能性があることがわかりました。対象製品は無料で点検・修理が実施されています。

■ご確認ください。

お手持ちの製品の品番が当てはまる場合、下記にお問い合わせください。



29BS7
29BS100
25BS91
25S80

29BS91
29BS951
25BS900
25S82

29BS95
29S80
25BS911

問い合わせ先

株式会社 東芝デジタルメディアネットワーク社テレビ事業部

フリーダイヤル 電話 **0120-809282**

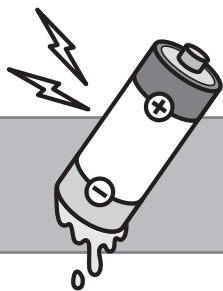
フリーダイヤル FAX **0120-522283**

【受付時間】 平日9時～18時(土曜・日曜・祝日を除く)

ホームページにも同様のお知らせが掲載されています。

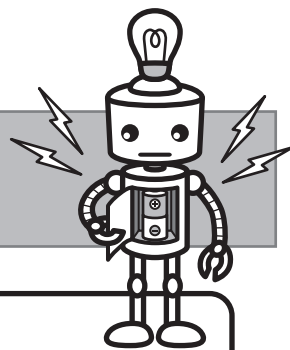
くわしくは、<http://www.toshiba.co.jp/product/tv/osirase/20070620.htm>

お名前、ご住所、電話番号等のお客様の情報は、本件の無料点検・修理のためだけに利用し、管理いたします。



相談事例からピックアップ

注目!! 電池の液漏れ



相談事例

レジャー用ライトと電池を購入したその日に使用したところ、ライトの胴体部分から液漏れした。また、液が指に付いてしまったために指紋が消えた。

調査結果

液漏れの原因は、使用した乾電池4本のうち1本を逆向きに取り付けたため、その電池が充電され、電池内部でガスが発生し液漏れしたと考えられます。

アルカリ電池は充電されると、破裂を防ぐため電池内部に設けた安全弁が作動し、液（電解液）が流出するようになっています。



この電解液は、電池の種類によっては皮膚や粘膜を傷つけることがあります。特にアルカリ乾電池とボタン電池には、電解液として強アルカリ性の水酸化カリウムや水酸化ナトリウムが使用されているため、手当てが遅れると、化学やけどを起こしたり、誤って目に入ると失明したりするおそれがあります。

電池の安全な使い方

- ① プラス、マイナスは確認して正しく入れましょう。
- ② 充電式ではない電池を充電してはいけません。
- ③ 種類の異なる電池や、新しい電池と古い電池を混ぜて使用してはいけません。
- ④ 長期間使用しないときは、電池を抜いておきましょう。
- ⑤ できるだけ使用推奨期間内に使いましょう。
- ⑥ 皮膚や衣類に電解液が付いてしまった場合は、すぐに水で洗い流しましょう。
- ⑦ さまざまな種類の電池がありますが、使用目的や電圧、特性などに応じて適切な電池を使用しましょう。
- ⑧ 危険防止のため、電池の取り替えは大人が行いましょう。

「くらしの商品安全だより」は、(独)国民生活センターや(独)製品評価技術基盤機構(NITE)などから収集した情報をもとに、事故の未然防止・再発防止のために作られています。特定の商品・サービスを推奨するものではありません。無断転載はお断りいたします。

◆大阪府消費生活センター ☎540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31 (OMMビル) ☎06-6945-0711

◆大阪市消費者センター ☎559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 (ATC) ☎06-6614-7521

◆企画・編集:(財)関西消費者協会 ☎06-6945-1100 ◆印刷:(株)ケーエスアイ